

補助金調査・評価シート [制度的補助]

補助金名等			
補助金の名称	妊婦一般健康診査補助金	No.	46
予算事業名	母子保健事業		
予算科目	款 04衛生費	項 01保健衛生費	目 04健康増進センター費
	節 19負担金補助及び交付金	細々節 01妊婦一般健康診査補助金	
部課名	健康福祉部健康増進センター	電話番号	049-252-3771
		内線	

補助金の根拠			
根拠条例等	条例		
	規則		
	要綱	富士見市妊婦健康診査実施要綱	
	その他		
開始年度	平成 21 年度	終期の設定	<input type="checkbox"/> 有(年度まで) <input checked="" type="checkbox"/> 無
補助金の分類	<input type="checkbox"/> 事業費補助	<input type="checkbox"/> 団体運営費補助	<input type="checkbox"/> イベント等補助
	<input type="checkbox"/> 投資的補助	<input type="checkbox"/> 扶助費の補助	<input checked="" type="checkbox"/> その他

補助金の概要	
目的 (何を対象にどのような成果を得たいのか。)	妊娠中の健やかな胎児の発育と母体の健康管理には、妊婦健康診査を定期的に受診することが望ましいので、受診の際の経済的負担を軽減することにより受診者数の増加を図ることを目的としている。 なお、本補助金は、受診する医療機関によって負担軽減が受けられる場合と受けられない場合がないようにするため、委託医療機関以外で受診した場合に補助金を交付（償還払い）している。 ※「富士見市元気計画（マニフェスト）」で妊婦健診10回の段階的無料化あり。
導入の経緯 (どうしてこの補助制度を導入しなければならなかったのか。)	委託医療機関における公費負担は、平成19年度以前が2回、平成20年度が5回、そして平成21年度からは14回と増加しており、公費負担を受けられる場合と受けられない場合とで経済的負担に大きな差が生じるようになった。
対象資格 (対象資格はどのようなものか。)	次の①②の要件に合致する者 ①市内に住所を有する妊婦（外国人を含む。）で母子健康手帳の交付を受けている者 ②委託医療機関以外の医療機関で妊婦健康診査を受診した者
交付内容等 (どのような基準で交付しているのか。また、交付時の確認資料はどのようなものか。)	母子健康手帳や医療機関で記入した受診票で健診回数や健診内容などを確認し、補助金の交付・不交付決定を行っている。
積算基礎 (予算額をどのように積算しているのか。)	平成 22 年度予算額 1,826 千円
	一人当たりの妊婦健康診査委託料 × 補助金交付見込数 91,300円 × 20人

補助割合等	
補助割合等の明示	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (<input checked="" type="checkbox"/> 定額) <input type="checkbox"/> 無 (「予算の範囲」のみの場合を含む。)
財源内訳	<input type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input checked="" type="checkbox"/> 県・市 割合 市 1/2 国 県 1/2 (分数表示)
上乗せ・横出し	<input checked="" type="checkbox"/> 国・県の基準よりも拡充して交付している <input type="checkbox"/> していない
上乗せ・横出しがある場合の内容と金額	<p>【内容】 妊婦健康診査14回に対する補助金のうち、 「1回～5回」の部分…市単独補助(拡充分) 「6回～14回」の部分…県・市補助</p> <p>【金額】 31,520円×20人=630,400円</p>

交付実績とコスト		(単位:件・円)		
項目	平成20年度(決算)	平成21年度(決算見込)	平成22年度(予算)	
交付(見込)件数	0件	326件	20件	
交付(見込)件数の増減要因		平成21年度は、平成21年2・3月実施の妊婦健康受診費用について、1回当たり3,000円の償還補助を特例的に行ったため。	平成21年度は特例的な償還補助があったため。	
決算(予算)額(A)	0	2,379,990	1,826,000	
財源内訳	国庫支出金	0	0	0
	県支出金	0	1,164,000	597,000
	その他	0	0	0
	一般財源	0	1,215,990	1,229,000
概算人件費(B)	0	284,190	41,943	
概算補助事業費(A+B)	0	2,664,180	1,867,943	
実績報告の確認(実績報告書受理時の確認資料は、どのようなものか。)	妊婦健康診査受診後(補助金の対象行為実施後)に補助金申請を受け付けているため、実績報告書の提出は不要である。 なお、補助金申請時に、母子健康手帳や医療機関で記入した受診票で健診回数や健診内容などを確認している。			

事業環境等	
見直しの有無	<input type="checkbox"/> 有 (年度) <input checked="" type="checkbox"/> 無 ※5年以内の見直しに限ります。
有⇒見直内容 無⇒見直さない理由	平成21年度導入の補助金のため、見直しをしていない。

廃止した場合の問題点 (廃止した場合の問題点や継続しなければならぬ理由など)	委託医療機関で受診している市民と委託医療機関以外の医療機関で受診している市民とで、妊婦健康診査に係る自己負担金に最大91,300円の格差が生じる。
---	---

評価			
評価項目		判断理由	評価
必要性	社会経済情勢に合致し、行政の実施が望ましいか	少子化対策の一環として胎児や母体の健康を守り、安全な出産をすることができるようにするためには、安心して子どもを産むことができる環境への配慮が必要である。 また、飛び込み出産のように、経済的理由で妊婦健康診査の受診を控える者がでないようにするためにも、行政の実施が望ましい。	<input checked="" type="checkbox"/> 望ましい <input type="checkbox"/> そうでもない
優先性	厳しい財政状況の中で優先的に実施すべきか	母子保健法第13条の規定に基づき、「市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。」とされている。	<input checked="" type="checkbox"/> 優先すべき <input type="checkbox"/> 優先度が低い
有効性	目的に対して成果が出ているのか	妊婦健康診査の公費負担回数が増加したことにより、妊娠届出の時期が早くなり（平成21年度8.8週、平成20年度10.4週）、妊婦健診の初回受診時期が早くなった。また、妊娠中の転入者から妊婦健診の受診票の差し替えや補助金交付の問い合わせがあるため、転入者の把握も可能になった。	<input checked="" type="checkbox"/> 成果が出ている <input type="checkbox"/> あまり出ていない
継続性	現状のまま継続して、当初の導入目的を達成できるか	受診する医療機関によって負担軽減が受けられる場合と受けられない場合がないようにするために補助金を交付するものであり、妊婦に不公平感を生じさせないという点に立てば、当初の導入目的を達成していると考えられる。 ただし、妊娠届出が遅い妊婦や健診をあまり受けていない妊婦も少数ながらいるため、受診の重要性の啓発強化を図っていく必要がある。	<input checked="" type="checkbox"/> 達成できる <input type="checkbox"/> 達成できない
所属長評価	<input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上継続  <input type="checkbox"/> 重点化する（コストを集中的に投入したい） <input type="checkbox"/> 制度の変更（補助対象経費・補助率の変更） <input type="checkbox"/> 廃止（ 年度まで）		
	見直しの上継続を選択した場合には、その内容を記入してください。 その他問題点・課題等があれば、その内容を記入してください。		